主文

原判決を破棄する。

被告人を懲役六月及び罰金二、〇〇〇円に処する。

但し、三年間右懲役刑の執行を猶予する。

右罰金を完納することができないときは金二〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

原審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

弁護人河和松雄同河和金作同大河内躬恒同市橋千鶴子の控訴理由は末尾添付の同 人ら共同作成の控訴趣意書記載のとおりである。

一、同控訴理由第一点について。

原判示公務執行妨害の事実はこれで対応する原判決挙示の証拠によって優にこれを認めることができるのである。もとより公務執行妨害罪の成立するがためには、公務員の職務執行が適法であることを要することは所論のとおりてあるが、に本のであるが、にないてある。ととを要することは所論のとおりに本たので、これを現認、したので、おび、したので、これを担じませるが、では、はなりである。弁護人というが、同の資産が被告人を停車させて職務質問を出したのである。弁護人というが、同の資産が被告人を停車をはでは、で停車を命ずると共に、が会に手信号で停車を命ずると共に、が会に対して、、、のののであるが、、のののであるが、、のののであるが、、のののでは、では、、ののののでは、では、、、の手を振り払おうとしたうえ、時速約二万料位で進行をつづけ、、同巡査を経り、の手を振り払おうとしたうえ、時速約二万料位で進行をつづけ、、同巡査を経り、の手を振り払おうとしたうえ、時速約二万料位で進行をつづけ、、同巡査を経り、の手を振り払おうとしたうえ、時速約二万料位で進行をつづけ、、同巡査を経り、の手を振り払おうとしたうえ、時速約二万料位で進行をつづけ、、同巡査を経り、の所為に、、、、の手を振り払おうとしたが、、の所為に、、これと同一の目前の下に原判示法条を適用して被告人の原判示第二の所為を処断した原則、所論の下に原判示法条を適用の誤があったとするわけにはいかない。従って、論旨第一点は理由ないものとして排斥するの外はない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 尾後貫荘太郎 判事 堀真道 判事 本田等)